

裁判員経験者の意見交換会議事録（平成28年10月27日開催分）

司会者：皆様，本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これから裁判員裁判の経験者意見交換会を始めさせていただきます。本日の司会を私，大阪地方裁判所堺支部第1刑事部で裁判長をしております武田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて，国民の皆様の御協力のおかげで，裁判員裁判は概ね順調に運用されてきておりますが，この制度をよりよいものにしていくためには，裁判員・補充裁判員を経験された皆様から率直な意見を伺って今後の運用に生かしていくことが必要であります。そこで，今回の意見交換会では，まず最初に，裁判員裁判を御経験になられての全体的な感想や印象，御意見を伺った後，裁判員裁判の要である審理・評議の分かりやすさについて御意見を伺うことにいたしました。

本日は，検察庁，弁護士会，そして裁判所から1名ずつ意見交換会のメンバーとして参加させていただいておりますので，まず一言，自己紹介をお願いいたします。

白井検察官：大阪地方検察庁堺支部検事の白井と申します。この4月に着任しまして堺支部で裁判員裁判を担当させていただいております。今回はこのような貴重な機会を設けていただき，ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

安田弁護士：弁護士の安田と申します。大阪弁護士会に所属しています。刑事事件は割とたくさんやってるほうかなと思います。裁判員裁判も何件か経験はありますが，ここ最近は余り経験していません。裁判員裁判を担当した弁護人の立場からすると，裁判員の方に分かりやすく，こちらの言い分を伝えたいというふうに考えて，いろいろ工夫をしたりするのですが，なかなかそれがどういうふうに理解されて受け取られるかというのが分からないです。今回，個別の案件に関わられた裁判員経験者の方からお話を伺わせていただけるとい

とで、非常に楽しみにしています。よろしく申し上げます。

真鍋裁判官：堺支部の裁判官の真鍋と申します。よろしくお願ひいたします。この会の趣旨は先ほど司会の武田部長からありましたとおりですので、本当に遠慮のない御意見をお聞かせいただひて、今後の我々の仕事の参考にさせていただければと思ひております。よろしくお願ひいたします。

司会者：それでは、皆様方からお話を伺ひていきたいと思ひます。最初に全体的な感想、印象、御意見についてお話しただければと思ひます。

では、順番に、1番の方からいかがでしょうか。

裁判員経験者1：私の中ではとてもいい経験をさせていだいたなと思ひています。評議が進むにつれて、断片的なことしか知らなかつた中に、専門的なことが中に入ってしまったために、どうしていいものか、どう考へていいものかということが分からないときがありました。でも、本当にとてもいい経験をさせていだいたと思ひます。

司会者：2番の方、どうぞ。

裁判員経験者2：私は通知をいただきましたが、退職後相当の年数が経過しており、高齢であることから、この資格があるものかどうかということで相当悩みまして、最高裁の事務局にもお電話で問合せをし、大阪地裁に参りまして、こういう経歴でもいいんですかということで詰めてまいりました。そしてまた、当支部に参りまして、非常に懇切丁寧に対応していただきまして、問題ないですよとおっしゃっていただきました。

印象としては、ちょっと小休止が欲しかつたなと思ひます。私も、「裁判長、ちょっと休憩。」ということをして1度だけ申し上げたことはありますが、裁判長には、我々の疑問点についても懇切丁寧に教えていただきました。非常に厳肅で、厳正、公平、中立無比というようなことで、この裁判の重みということを実際に感じ、また、今回の経験を生かして、私も今勤めておりますから、社員教育等につきましても、十分この話をして、これから一生懸命このことを基礎にして勉強

を進めていきたいと思えます。

司会者：ありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

裁判員経験者3：何かこういった場で皆さんに見られながらしゃべるということが余りふだんないので、すごく緊張しています。ふだん大阪市のほうでOLをしています。本当に全然ふだんいる世界とは違う世界だなという感じで参加させていただいたんですが、そういう裁判員の趣旨といいますか、一般の人の感覚を必要とされるということなので、すごく社会人として成長につながっていったかなという気がします。今回もまた、いろんな人の意見とかお話とかを聞きながら、自分の意見を言いながら、人として成長できたかなと思えます。よろしくをお願いします。

司会者：ありがとうございました。それでは、4番の方、お願いします。

裁判員経験者4：私も、こういう裁判というのはよくテレビドラマでは見ているのですが、こういう本当にリアリティのある中で感じ取れたというのは非常に勉強になったというふうに思えます。そして、その後の報道等で裁判員裁判を目にすると、その大切さというか、その裁判員をやっておられる人たちのしんどさというのが何となくよく分かるんで、それ以降、裁判ということに、報道であればかなり興味を持つようにもなりました。また、社内とかで、裁判員をやったということになればやはり珍しいことですから、みんなにいろいろ聞かれて、こういう民主的に進められているよというようなお話とかそういうことを通じて、裁判員制度を広げていくということは大事かなというふうに思いました。あとは、裁判官とお会いするというのも人生でそんなにあるわけではないので、お人柄を見たら、非常に配慮されて、食事を一緒に食べようとか、そういう配慮のところはビジネスマン以上かなというふうに思いました。もっと堅物の人の印象があったのですが、その辺、本当に穏やかな人で、この辺りの食堂でも食べるんだよというような話を聞いて、非常に親近感が湧いたかなというふうに思えます。本当にこの経験をさせていただいて大変よかったと思いま

す。私は補充裁判員だったのですが、補充裁判員でもちゃんと意見を聞いてくださって、本当に同等のようなお話で迎えてくださいました。私のほうはどちらかというと、補充裁判員ですから誰か欠席したら大変だなというぐらいでちょっと控えてたのですが、そういうところも引き出してくださって、本当によかったなというふうに思います。

司会者：ありがとうございます。等身大の裁判官を見ていただきまして、大変うれしく思っております。

それでは、5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：印象はですね、初めてこんな経験をして、裁判というのはどんなものか全然分からなかったのですが、思った以上にスムーズに分かりやすく進められたなと思っております。司法はかなりしっかりしてるなと安心しました。これからも頑張ってお手伝いしたいと思っております。

司会者：ありがとうございます。裁判員裁判の一つの目標であります、司法を身近に感じた、司法についての理解を深めたという点で非常に役立ったと、そういうことでしょうか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：それでは、6番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：裁判員裁判の制度が始まってもう大分たつと思います。たしか2年前ぐらいですかね、仕事が終わってから家に帰ったら、最高裁判所から通知が届いたよと母親から聞いて、そういえばそういう制度があったなと思い出したことがあり、選ばれたら、自分も仕事をしてるので、当然、参加しないといけない、会社のほうにもそういうのを伝えないといけないので、次の日にすぐ会社の上司に、こういう通知が届きましたというのを説明させていただきました。その後、随分時間がたってからようやく実際にお越しく下さいというお知らせが届いたんです。自分が選ばれましたと、そういうふうに上司に説明したら、おっ、すごいなと、もちろん周りからも言われました。

あと、裁判自体なんですけども、裁判員裁判が始まる前に、ちょっと個人的な話なのですが、ちょうどそういう感じのゲームというのが実はあって、自分はそういうゲームをプレイしており、あれはちょっと内容的にはゲーム上過剰に演出してるのはあるのですが、裁判自体がどういう感じで進んでいるかなというのは、何となくはそういう雰囲気というか、そういう感じで進んでるというのをつかんでたので、実際に参加してみて、概ね似たような感じだなという印象を受けました。

あとは、非常にスムーズに裁判の内容も進みまして、弁護人と検察官と両方とも自分たちの主張は簡潔にされていまして、その辺は争うところがないというふうに比較的スムーズに進みました。ただ、ちょっと自分の事件の場合は、最後の刑を決める日が、若干日にちが空いてちょっとクールダウンする期間があったので、そのときにまた自分の中でどういうふうな事件の内容だったかというのを頭の中で整理して、こういう事件で、被害者がこういうふうなことを言ってたし、加害者がこうだったから、具体的に刑を決めるときにどういうふうにするかということについては、よかったかなと思います。裁判によっては何か余り、日数を詰めてやるというのも一部ちょっと分かってたので、そういうクールダウン期間があったのが逆によかったかなというのはありました。

司会者：ありがとうございました。審理日程の関係でもちょっと工夫が要るのかなというようなことでしょうか。

裁判員経験者6：そうですね。

司会者：皆様方の御意見、御感想を聞いておりますと、裁判員裁判に対して好意的な御印象、いい印象を持たせていただきました。また、裁判所に対するお褒めの言葉もかなりありましたが、これは額面どおりに受け取るわけにはいかないかなと思っております。いい言葉だけではこの制度は決して成長いたしませんので、これからは本当に辛口の御発言も期待いたします。

それでは、本日の本題に入りたいと思います。まず最初に審理の分かりやすさ、

すなわち、当事者の主張・立証の分かりやすさについて御意見をいただきたいと思えます。裁判員裁判は、一般の国民の方に審理に参加していただく制度ですので、法廷で聞いて、見て、分かるコンパクトな審理が求められております。皆様方が担当されました事件では、そのような審理がなされましたでしょうか。審理の順を追って御意見を伺わせていただきます。まず、審理では、最初に検察官が犯罪事実を読み上げて、その後に検察官と弁護人が冒頭陳述として、それぞれの立場から事件についての見方や証拠のポイントについて意見を述べられたと思えます。また、その際、それぞれからその主張を記載した書面が配られたのではないかと思います。これらの検察官・弁護人の主張やメモの記載内容は、皆様にとって分かりやすいものであったでしょうか。また、その後に実際の証拠を見聞きする中でガイドとして役立ったものであったでしょうか。冒頭陳述について、その辺りの御意見を伺わせていただきたいと思えます。

それでは、次は2番の方からお願いいたします。

裁判員経験者2：最初に、裁判員に選任されて宣誓をして、控室に参りまして、担当裁判の内容について教えてもらいました。起訴状に書かれている犯罪事実について口頭で言っていたらいいんですけど、なかなか判断がしにくい面がありますので、できたらチャート式で起訴事実の内容を、書面で事前にいただきたいというのが感想であります。以後の公判につきましては、裁判長から、私どもが疑問を投げておりましたのを的確に右陪席・左陪席の裁判官の方を含めて御回答していただきましたから、判決に至るまでの過程では理解することができましたけど、最初の取っつきのがちょっと面食らうというふうなことです。ですから、私としては事前に書面をいただいて御説明していただくと非常にありがたいなと思えます。

司会者：まず審理に入る前にもう少しオリエンテーション的なものをしていただければ安心して法廷に入れるということでしょうか。

裁判員経験者2：はい。

司会者：ただ、予断排除の原則というものがあるものですから、起訴状だけでとりあえずは法廷に臨んでいただくのが原則になっております。そういうことがありますので、説明には限界があるんだらうなと思います。実際に法廷に入られて、当事者が冒頭陳述とって、事件の粗筋とかこういう点にポイントを置いて見てくださいという書面を配っていただいて読み上げましたよね。その説明について、分かりやすさというのはどうでしたか。

裁判員経験者 2：検察官・弁護人の冒頭陳述については理解できました。

司会者：3番の方、いかがでしょう。双方、冒頭陳述ということでメモもあったかと思いますが。

裁判員経験者 3：メモは多過ぎず少な過ぎずといった感じで、特に何か意見があるということもないのですが、カラーで分かりやすくしてもらおうと、もう少し見やすかったかなという気がします。皆さん慣れないので、ふわっとした気持ちになって、少し入っていきづらいようなときだと思うので、そういうときにカラーで見やすく資料が作られていたらよかったかなと思いました。

司会者：私どもの手元にありますのはコピーですので、カラーか白黒かはちょっと分からないんですけども、実際に配られたものはやはりカラーではなかったのでしょうか。

裁判員経験者 3：そうですね。1年前なので、カラーだったかどうか覚えていません。

司会者：今ある写しを御覧になる限りでは、やはりもう少し、白黒べったりじゃなくて、色合いを付けたとかアクセントを付けたとかというのがあったほうが見やすいなということですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：どうもありがとうございました。4番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者 4：私のほうは、最初に先入観を持たずというようなお話がありまして、法廷の中で言われることを一生懸命聞こうというような流れで進められ

てたと思います。そういった中では、私たちが担当した事件はたくさんありましたので、これはどういう罪名になってどうなるんだろうなというような辺りがごっちゃになって、それを併せてどう見るのかというような辺りが最初少し混乱してたかなというところはありませんでしたが、比較的、本当に分かりやすい進め方だったと思います。

司会者：4番の方に担当していただいた事件というのは、複数の事件と一緒に審理されてるといふ事件だったと思います。実際に検察官が配られた冒頭陳述のメモというのは、A4の1枚にどういう事件があったということと、この点が争いがありますというところと、量刑を考える上でのポイントということで視点だけ書いてあり、余り中身には踏み込んだものになっていないのですが、これについて御意見は何かありますでしょうか。

裁判員経験者4：あとは実際に法廷の中で語られるというのを聞いていくという意味では、この程度で私は差し支えないかなというふうに思うので、それこそ先入観を持たずに臨めるというふうに思います。

司会者：証拠をきちんと見聞きすれば足りるんで、この程度の情報があれば十分証拠調べには臨んでいけるということですか。

裁判員経験者4：はい。この方は否認されたわけじゃなかったんで、比較的分かりやすかったという点もありますね。否認された方だったらもう少し詳しいものが出てくるのかなというふうには思いますが。

司会者：この辺り検察官としてはどうなんでしょう。

白井検察官：件数が多い事件ですと、やはり整理をするというのを心がけています。先ほどの御意見はすごくありがたいなと思ったのと、否認している事件でどこまで出すのかというのは非常に悩ましいところで、下手に書き過ぎると裁判員の皆さんに予断を与えてしまうので、情報としてはあくまで証明しようとする事実のみを今は記載するようには心がけています。

司会者：非常にコンパクトにまとまっていてよかったということでもいいですか。

裁判員経験者 4：事実主義でやるべきだと思うんで、事実を簡潔に書いてあるというほうが私はいいかなというふうに思います。

司会者：ありがとうございました。では、5番の方、いかがでしょうか。

手元にあるその事件の検察官の冒頭陳述を見ますと、かなりびっしり事実経過が記載されたものになっております。これを御覧になられての御感想、御意見等は何かございますか。

裁判員経験者 5：非常によくまとめられて、検察官って大変優秀なんだなとびっくりしたぐらいです。

司会者：弁護人のほうの冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 5：弁護人のほうは余り記憶にないんですね。全て認めるということだったので、余り印象にも残ってません。

司会者：検察官の冒頭陳述の印象が強過ぎたということでしょうか。

裁判員経験者 5：ものすごく印象が強かったですね。裁判の流れも全部検察官がリードされたように思いまして、失礼ですけども、弁護人のほうは全く記憶にありませんね。

司会者：この辺り、被告人が認めている事件になってきますと、弁護人としても冒頭陳述をどう書いたらいいんだろうか悩まれると思うんですが。弁護人のお立場としてはどうでしょうか。先ほど弁護人の冒頭陳述はほとんど記憶に残らなかったみたいなお話が出ましたが、いかがでしょうか。

安田弁護士：そうですね。認めてる事件に関しては全体の事実関係とか流れというのは双方争いが無いので、最初に検察官から冒頭陳述がなされたら、それが最初に頭に残りやすいという部分はあると思いますが、弁護人としてはそれと同じことを繰り返すのは余り意味がないと思いますので、事実関係は同じだけでも、どういう部分で独自性のある主張をするかというところがまさに問われているのかなというふうには思います。今、冒頭陳述の書面を拝見していますが、多分そういう観点からすると、検察官が詳しい事実を述べて、弁護人は弁護人

で割と細かい事実を挙げていってるような感じがします。なかなかその辺りが重なってたら記憶に残りにくいというのもあるし、重なってなかったとしても、何か細かい事実とかささいなことというのは余り記憶に残りにくいかなと思います。今の話を伺ったら、基本的に冒頭陳述というのは事実を挙げるものとされてるのですが、大まかに言って、例えば計画性がないとか、大まかな弁護人の主張を伝えるような形でできればいいのかなというふうに思ってます。少し専門的な話になってしまうかもしれないですが、この冒頭陳述を見ていても、割と事実関係に関してものすごく細かい主張がされているのかなという気がしますので、何かその辺りの細かい事実関係の相違を捨象するというか、何か難しいのですが、弁護人の言いたいことが何か大きな形で伝わるように伝えられたらいいのかなというふうに思います。

司会者：6番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者6：先ほどもお話しさせてもらったとおり、自分の担当した事件は、弁護人も検察官も、被告人がそもそも認めてるというのがあって、非常に分かりやすく説明していただきましたし、書面のほうも配布していただいて、簡潔に書いてあったので、どんな感じ、どういう事件があってという時系列でもものすごく簡潔に書いてありましたし、被告人が認めてるので、その辺はどうしても検察官も弁護人もかぶってしまっ、そこはしょうがないのかなというのがあります。結構簡潔に書いてあったので、特にそれを見聞きして何か疑問に思ったりとかそういうことはなかったです。

司会者：6番の方が担当されました事件では、検察官の冒頭陳述メモがA4片面1枚ですね。弁護人のほうがA4の両面1枚で非常に簡潔なものになっていて、事前にこういう事件だよというのが分かる意味では、この程度のもので十分だったでしょうか。

裁判員経験者6：そうですね。

司会者：あとは証拠を実際に見聞きすれば審理は理解できたということですね。

裁判員経験者 6：はい。

司会者：では、お待たせしました。1番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者 1：4番の方と同じ事件を担当させていただきました。1枚の表に書いていただいて、端的に書いていただいていたのでとても見やすかったです。本当にさらっと、ああ、こういうことがあったんだなというのが分かったのですが、弁護人のほうの冒頭陳述がちょっと、やはり弁護人だからなのでしょうか、認めてはいるんですけれども、私の中では「ん？」というのが何か所かあって、それが最終の判決までずっと尾を引いてたところがありました。

司会者：どの辺りが引っかかっていたんですか。

裁判員経験者 1：わいせつ行為の状態はとても軽いと指摘している辺りです。

司会者：1番の方はわいせつ系の事件でしたよね。冒頭陳述の中で程度の軽いものと最初に指摘している点が、ずっと最後まで引っかかったということですか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：概ね皆さん方の御意見を伺いますと、冒頭陳述の段階ではある程度ざっくりしたものでも十分これからの審理の指標になり得るんだという意見がかなりあったと思うんですが、いやいや、もっと最初の段階で十分もっと詳しい情報があったほうが私は安心して法廷に臨めたんだと、そういうふうな御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。そういう方はいらっしゃらないですか。

真鍋部長，裁判官から見てこの点はどうでしょうか。

真鍋裁判官：同じことを何度も繰り返して話されて、何度同じことをするんですかというふうな感想を述べられる裁判員の方，補充裁判員の方に会うことというのはよくありますね。余りここで詳細に事実を述べて、また証拠調べで同じことを、多分、検察官・弁護人は心配性だからそうするのも分からないですが、裁判員の方は必ずしも求めていないのかなというふうな感想を個人的に持つことが多かったです。それと、冒頭陳述は、私ちょっと今は正確な法律の言葉を忘れちゃったけれども、基本的に検察官は事実を明らかにしなさい、弁護人のほ

うは事実プラス主張を明らかにしてもいいよというふうなそういう書き方になっていて、それは多分お互いの置かれてる立場を法律も意識してそういうことを書いていると思います。ただ、そうは言っても弁護人の冒頭陳述というのはなかなか難しいのだろうとは思いますが、最終意見の先出しにならない形でうまく印象づけるという辺りは、すごく意識をされておられる弁護人も多い、そのようなことをこの頃感じております。

司会者：多分その辺りが1番さんが引かかるものがあったというところにつながってるんじゃないかなとは思いますが。私どもが分かりやすい審理にするためのまず最初の指標が冒頭陳述でありますので、今回の意見を参考にして改めるべきところは改めていきたいと思っております。

それでは、引き続きまして審理の中心になります証拠調べに入りたいと思います。皆様方が法廷で見聞きした証拠の内容というのは、その場で御理解できるような分かりやすいものだったでしょうか。例えば、多過ぎるとか、くどいとか、また逆に証拠の内容や量が不十分だと思われるようなことはなかったでしょうか。争いのある事件ではもちろんですが、今は争いのない事件でも重要な事実については証人の方に来てもらって証人の口から直接語っていただく、そういう運用が定着しつつあります。そうなってきますと、検察官・弁護人の質問の腕の見せどころだと思いますが、実際に証人尋問や被告人質問を聞いてみて、この尋問よく分からないな、何の趣旨で聞いているんだろうとか、逆に、ああ、これなら頭にすっと入ってくると、そういうような御感想をお持ちになったことがあるんじゃないかと思えます。そういった点も含めまして、証拠調べは皆さん方にとって分かりやすかったかどうか、御感想をお願いしたいと思います。

それでは、3番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者3：被告人と相手とのやり取りのLINEを見れば分かるのですが、それを長々と検察官のお二人が二人で読み合っている時間があって、これはち

よっと何なのかなと、もやもやしたのが今思い出されました。もうちょっと何とかならなかつたのかなという気がしています。

司会者：実際に審理しておりますと私どもも同じようなことに出会ったりしております。皆さん今LINEとかメールでやり取りするのがかなり主流になってきている関係上、重要なやり取り等がLINEとかの証拠で出てくる。そうやってきたら勢い皆さん方に分かってもらおうとすると、全部を見ていただく、若しくは読み上げてしまう。でも、それはちょっとくどかったということでしょうか。

裁判員経験者3：ちょっとくどかったと思います。

司会者：しかも読み上げる必要まではなかつたんじゃないか、見れば分かるんじゃないのということでしょうか。

裁判員経験者3：あれは何の意味があつたのかなと、他の裁判員の方とちょっと話したことがありました。

司会者：LINEのトークだけ見て、実際にそのトークがどういう意味を持つのかというのは、その場で分かりましたか。どういうシチュエーションのもとでこのLINEがやられてるとか、このLINEの意味はどういう意味を持つのかというのを、その文字を見ただけで自分の中で理解することができたかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者3：理解はできましたが、ちょっと演出がかり過ぎてたかなと少し思いました。

司会者：二人がかりで演出っぽくやる必要はないんじゃないのと。

裁判員経験者3：はい。

司会者：なかなか厳しい意見が出ました。それがまさしくここでの皆さん方の感想だと思います。

では、4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：1番の方と一緒に、強制わいせつが中心となった事件なのですが、

簡潔に述べられて、そして画像というかモニターも使いながらやられるので非常に分かりやすいなというふうに思いました。

もう1個は、被告人のほうはスーツも着て、ちゃんと清潔感を持ってやってくるわけですから、何か事件のイメージとはちょっと違う、そして淡々とお話しされるし、そういうところでは、本当にこの人がそんなことをするのかなというような、何となくイメージがあったかなというふうには思いますね。こういう事件のときには、被害に遭われた方が法廷に出にくいというのもよく分かります。あとは検察官も弁護人も男性だったのです。男性だけで進められていたので、その辺は先ほど1番の方もおっしゃられていたように、性被害がそんなに重くないんだよと男性の側から語られるのは、どうなのかなという気がしました。

司会者：性被害の事件なので、当事者としてももう少し工夫、配慮が要るんじゃないかなということですか。

裁判員経験者4：そんな感じがしました。

司会者：それでは、5番さん、お願いします。

裁判員経験者5：検察官の証拠はものすごくよく調べられて、本当に理路整然と説明してくれたので、本当によく分かりました。特に動画とメールで今やられますので、本当にリアルなんで、とてもじゃないが弁護人のほうがよっぽどしっかりしないことには、見ていてもこちらの感情が非常に被告人に悪い感情を持ってしまいますね。動画ではっきり映されるわけですからね。犯行の現場を現実に映されるわけですから。むちゃくちゃなことをやってるわけですよ。それを言葉じゃなしに実際に見てしまうわけですからね。その印象というのはものすごい大きいんですよ。強いんですよ。そうしたら、とてもじゃないが被告人に同情なんていう余地は生まれてこないんですよ。ですから、被告人を弁護人が助けたいと思うのなら、よっぽど我々にその思いを告げるというか、その方法、手段をやはり弁護人のほうは考えていかないと、とてもじゃないが弁護人

が思ってるような判決にはならないような気がしますね。

司会者：5番の方が担当していただいたのは、いじめから発展した事件だと思っています。これは記録から見ると被告人ないし共犯者が自分たちの暴行しているところを動画で撮っていたものがあって、それをビデオとして再生して法廷で御覧になられたと、そういうことでしょうか。

裁判員経験者5：そうです。

司会者：やはりビデオで状況を見るというのは、裁判員の方にとってずっと入り込んでいくものですか。

裁判員経験者5：それはすごいものがありましたね。検察官もかなりきつく言っていた割にはね、論告求刑がこんなものかと私は思ったぐらいです。

司会者：それでは、6番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：被害者の方は裁判のときからずっと最後の判決のときまで参加されてて、それもすごいなと思ったのですが、自分の場合は、被害者の方が傷害を負っていて、その写真も見せられたのです。何の前触れもなく急にこういう写真をぱっと、実際に被害者がこういう被害に、こういう状態だったという写真を見せられたときには、えっというのは、他の裁判員の方とも言ってたんですけど、何の前触れもなく急にこんな感じでしたと見せられて、えっというのがありました。自分の場合はたまたま傷害で、被害者の方の写真だったんですけど、これが逆にその被害者の方が亡くなってて、その現場そのまんま何の前触れもなくぽっと出されると、えっと感じてしまいます。その辺はちょっと配慮が足りないんじゃないかなというのは、他の裁判員の方と話はしてました。やっぱり、何か一言欲しかったですね。今から写真見せますけれどもとか、そういう、見るに耐えない写真かもしれないけれども事件に重要な写真なので見ていただきたいという、そういうワンクッションみたいなのが欲しかったです。いきなりこう、スクリーンのところで、ぱんとその写真を見せられて、何の前触れもなくそんな平気で出すんだと、そういうのは、えっ、あり得ない

なという印象はありましたね。

司会者：ありがとうございます。具体的にどのような写真だったんでしょうか。

裁判員経験者 6：被害者が刺されたらしくて、その刺された後の血が出てる被害者のそのままの写真です。後頭部から側頭部と、あと正面と両方の写真だったと思います。

司会者：それは白黒でしたか、カラーでしたか。

裁判員経験者 6：カラーです。

司会者：見ていただく前に何の予告もなかったのですか。

裁判員経験者 6：何にも予告もなしに急にスクリーンにこんな感じだと、ぱっと出されて、えっと。何も言わずにそんな平気で出しちゃうんだと。自分の場合は、けがで血の流れてる場面だけでも十分、うっとくるものがあるのにこれが逆に殺人事件で被害者の方が亡くなってて、それが生のその状態の写真でぱっと出されたら、人間としてどうなんだろうというふうにも感じるのがあって、何も言わずに平気で出すのはどうなんだろうというふうな感じがしていましたね。

司会者：分かりました。大変不快な思いをさせてしまいまして申し訳ございませんでした。

続きまして、1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 1：写真を見せられたのは、近々の事件の青あぎで、それは、ああ、という感じのものだったんですが、古い事件になると、その状況を作られた写真だったので、こちらの想像力と実際の事件のときはどうだったのかというのが分かりづらかったですね。

司会者：古い事件を捜査して後から撮ってるんで、その写真ではなかなか事件当時のイメージがそこからつかなかったということですか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：2番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者 2：担当事件のうち、強盗致傷に絞って話をしますと、被害者の方は

被告人に切りつけられて手にけがをしたときに、その出血をシートで拭いた後に、すぐ被害者のお母さんが来てシートを洗ってしまったというようなことが分かってきたんです。私としては、お母さんが実際に洗濯する前のシートはどのような状況だったのかということ、証人尋問で聞くべきじゃなかったのかなというのが、どうも今でも引っかかっているわけです。

司会者：もう少し厚めの証拠があったほうが、自分としてはけがをしたということを実感を持って理解できたということですか。

裁判員経験者 2：そうですね。それから、被害金額の点で、被害者が財布にいくらかあっていろいろ物を買って残っており、その中から返した残額を奪っていったということで、被害金額はいくらかというところでかなり話があったんですけど、それは何円程度でいいんじゃないですか。

司会者：被害金額についてはもう少しざっくりしたところでもいいんじゃないか、そこにこだわる必要はないかなということでしょうか。

裁判員経験者 2：そうです。そこの話に時間がかかり過ぎじゃないかなと私は感じたのですが。

司会者：ちょっとバランスが悪いという意味ですか。

裁判員経験者 2：ええ。それよりも今のシートの問題、出血の状況、それによって損傷の程度が分かってくるから、その致傷の部分の立証をはっきりさせれば良かったのじゃないかなというふうに思いました。

司会者：ありがとうございました。では、3番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 3：何かちょっと資料がくど過ぎて、じっと見てる分よりも、やはり話を聞く分でどんどん入っていったという感じだったので、余り量が多過ぎるとか複雑過ぎる、細か過ぎるというのはよくないなと私も思いました。

司会者：L I N Eのところですか。

裁判員経験者 3：そうですね。私のときはそんなに写真でひどいなという場面は特になかったのですが、話を聞いてて、やっぱりあるのだなというふうにびっく

りしながら聞いてたんです。

司会者：3番さんは、たしかお医者さんに証人として来ていただいた事件ですよ。

裁判員経験者3：はい。

司会者：被害者の方がどういう理由で亡くなったのかというところの関係ですね。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：お医者さんという専門家に対する質問というのは分かりやすいものだったでしょうか。

裁判員経験者3：思ったより分かりやすかったとは思いますが。ただ、ちょっと長引くと、そういう専門的な話なので、みんな聞いててしんどかったねという話はしてたのですが、必要だったと思います。

司会者：例えばお医者さんから部位とか損傷の状況とかという専門的な説明があったと思うのですが、そのところは当事者が分かりやすく皆さん方の理解できるような形で聞き直すなり言い換えるなり、そういうふうな配慮はありましたでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。何かそういう場で話すのに慣れていらっしゃるお医者さんだったという話を聞いていて、その分、なるほど確かにこの人の話は聞きやすいなと思いながら聞いてましたので、特に不満というのとはなかったです。場馴れというか、そういうふうな担当の者なので、よく来てますのでというふうな感じで、堂々と、素人にも分かりやすく説明してくださっていたのでよかったですなと思いました。

司会者：では、次の話題に移ります。審理を終えるに当たって、検察官は論告、弁護人は弁論としてそれぞれが考える最終的な意見を述べたと思います。また、冒頭陳述と同じようにメモの配布もあったかと思います。これらの意見、メモの記載内容は、聞いて、見てきちんと頭に入るものだったでしょうか。この辺りの忌憚ない御意見をお願いいたします。

4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 4：私が担当した事件でしたら、比較的整理されていたかなというふうに思います。弁論のほうはやっぱり、ちょっと先ほどもありましたけど、こういう強制わいせつの中では比較的軽いんですよという印象を強調されてというよな中で、そこで少しだけ、最初からずっと引きずってきてた、女性にとってどうなんだというところが少し弱いかなと。だから、論告のほうでも、男性の検察官だったらその辺の説得力というのが少しだけ変わってきてるのかなというふうには思いました。あと、弁論のほうも、そういう意味では最初の印象を最後まで引きずってるかなと。このときにも同じように、軽いですよねというような話の基調が強かったんで、そういうイメージが残りました。

司会者：4番さんの担当された事件では、弁護人が弁論をするときに事前に配布資料というのはありましたでしょうか。

裁判員経験者 4：ちょっと記憶はなかったのですが、後からもりませんでしたかね。

司会者：私の手元にある読み上げ用の原稿が裁判員の皆様のところへ届けられていると思うのですが、実際にこれを読み上げるときには、何かメモとか、何もなかったですか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：そうすると、何もない状態で今回の事件の弁論を聞くということになっているのですが、頭にすっと入ってきましたか。

裁判員経験者 4：一つずつということではちょっと自信ないですね。でも、全体の論調としては、強制わいせつという一番の強いところ、それと致傷のほうですかね。そういったところに対して、軽いというような、そういう何かしら、刃物とかそういうものを使ったとかいうところもなかったということでしたかね。そういうところ辺が比較的軽いもんですよという話でしたから。全体的に軽いという論調だったので、一個一個の整理というのはつかなかったですけど、何となくは理解できたと思います。

司会者：全体的な流れという基調的なものは十分理解できたということですか。

裁判員経験者4：はい。おっしゃりたいことは理解できたと思います。

司会者：後でこの読み上げ用の原稿を渡されて、もう一度読んでみようという気になりましたか。

裁判員経験者4：項目だけをぱっぱっぱっと見たような記憶はありますね。

司会者：中身を一からずっと丹念に読むというような感じではなかったということですか。

裁判員経験者4：はい。そうだったような気がしますね。

司会者：この辺り、1番の方はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者1：私もこの検察官のメモがすごくよく分かって。検察官からいただいていた論告メモがすごく整理されていて分かりやすかったです。弁護人からの分がかなり長い文章で、ずっと聞いているのですが、一つ一つ、ああと思うのですが、結局、仕事柄どうしてもかばうようなことばかりがまず残ってしまっていて、評議室に戻ったときに、こちらをいただいていたので一応一通り読んでみて、そういうことだったのかなというのは後で分かりました。

司会者：そうすると、実際に法廷で聞いているときには、何か頭の中をすうっと流れていくような感じだったのでしょうか。

裁判員経験者1：すごい言葉が悪いんですけど、かばってるなという印象しか私にはなかったです。

司会者：具体的な中身というよりも、かばってるという印象のほうが膨れ上がってきた、具体的な事実とか、指摘したこういう点が、こういう点がというような指摘の具体的な内容は頭には残らなかったということでしょうか。

裁判員経験者1：されてることはもう本人が認めており、それに対してのことだったので、そこは余り入ってこなかったですね。

司会者：具体的な指摘とか主張とかというのは。

裁判員経験者1：犯罪を起こした背景を訴えてはくるんですけども、それがすっ

とはこなかったですね。

司会者：ありがとうございます。それでは、5番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者5：論告のほうはよく調べられていたんで、よく理解できました。弁護人の方は、恐縮ですが、被告人のために調査した形跡が全くなかったですね。ですから、全く印象にも残っていないですね。

司会者：最後の弁護人のまとめの意見というのは頭に入ってこなかったと。

裁判員経験者5：入ってこなかったですね、全く。弁護してるのかどうかも疑いを持ちましたね。もっと弁護の方法を考えないと。要するに、被告人のために一生懸命弁護する調査をしたのかどうかも疑わしかったですね。そういう印象を受けました。

司会者：それでは、6番さん、いかがでしょう。6番さんの担当された事件というのは、被害者の方がけがを負ったけれども、どういう形でけがを負ったというところで被害者の方の話と被告人の話とが食い違っているという内容でよろしいでしょうか。

裁判員経験者6：はい、そうです。

司会者：そういうふうに双方の主張が食い違っているときに、信用性の判断をしなきゃいけないのですが、論告なり弁論では、そこを判断するのに十分な指摘、こういう点だから信用できる、こういう点だから信用できないというところが、きちんと双方かみ合う形で主張されてましたでしょうか。

裁判員経験者6：最後は結局、多分証拠調べのときにそれをやったと思うのですが、自分としてはそこがはっきりしないと判断できないから少し突っ込んで質問させてもらって、実際にやらせていただくとどっちがどっちなんだというのはそこではっきりして、最終的には検察官の話の方が概ね間違っはなかったと判断しました。

司会者：争点自体はあるんだけど、検察官の方がきちんと証拠に基づいた指摘をしてくれていたと。

裁判員経験者 6：そうですね。証拠というよりも、けがをした箇所が後頭部だったので、そのけがをした状況を文章で書いてあるのだと、いまいちその文章どおりにそのまま進められると納得できない感じの文章だったので、そこはきちんとクリアにしてもらわないと、自分としては最終的な判断を出すのに判断できないというのはありました。

司会者：ありがとうございます。それでは、2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私は、検察官の論告、これは事実関係は十分把握できました。これに対してですね、弁護人の方はできるだけ被告人の刑を軽くするというのが主眼にあるのか、お涙頂戴式のようなところを加味しながらですね、検察官と弁護人のやり取りの中で、どれが本当なのか、私自身は量刑のときも判断の糧とすることができました。

司会者：今のお話ですと、やはりお涙頂戴的な論調の主張とか立証は、それはちょっといかななものかということでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。お母さんの証人尋問はちょっと我々もほろっとするところはありませんでしたが、それは情にほだされる点はあるとはいけないということ判断しました。

司会者：理性的な判断をしていただきまして、ありがとうございます。

それでは、3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：私の参加させていただいた裁判のときは、被告人のことを語る人が、弁護人の話がほとんどで、証人といいますか家族が来るとかそういうのが全くなかったのが、今、判断材料としては何か漏れてる気がしてすごく気になりました。

司会者：弁護人の最後の弁論ですね。その材料が余り出てないということですか。

裁判員経験者 3：そうですね。やはり弁護人の方の本物の弁護を聞く機会というのが私は初めてだったので、これぐらいの感じなのかなという印象だったのですが、お涙頂戴という言葉がさっき出ましたけど、演技がかっているところばっ

かりちょっと気になる，やっぱり私たち見慣れてない人間にとっては，そこがちょっと演技っぽいみたいな，ドラマみたいな感じで見てしまって，そこに気をとられては駄目って分かっているのですが，もうちょっとリアルな，家族とか友達とか知人でも同僚でも誰でもいいので，本当の素人というか，一般の方を連れてきてそのお話がちょっと聞けてもよかったんじゃないかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。一通り審理の点について皆様方の御意見を伺いましたので，ここで当事者側からの何か御質問等あればいかかでしょうか。

白井検察官：先ほどの傷害の部位を見せられたということについて厳しい御意見をいただいて，それは私自身は担当していないので，その実情はちょっと分からないのですが，検察としましては，御遺体の写真とかは当然，裁判所とも協議して，図面でやったりとか工夫はさせてもらっているのですが，ちょっと悩ましいなと思っているのが，先ほど5番さんがおっしゃった，犯行状況をまさにリアルタイムでやっている防犯カメラとか，交通事故だとドライブレコーダーというものがあるんですね。それはかなりリアルで，リアルであるがゆえにすごく衝撃の強いものなんです。しかし，犯罪立証には必要だと検察は考えています。先ほど5番の方が，やはりそれを見て非常に事件の凄惨な状況を理解したし，よかったというふうに言っていたのですが，皆さんとしてはその辺り，特に犯行状況を撮影したようなものを見るということについては何かお考えとか御意見があれば，ぜひこの機会に聞かせていただきたいなと思っています。

例えば交通事故のドライブレコーダーで，その状況ですね。衝突場面ですね。それでお亡くなりになったという事件です。そういった場面を御覧になることについてどう思うかということをお伺いできますでしょうか。

裁判員経験者 1：それによって真実が本当に明らかになるというのが分かっているれば私はいいと思います。そうでなくても昨今，本当にいろんな情報というか，

犯罪の分が Y o u T u b e とかでも流れているので、その辺を見たときってやはりすごい衝撃を受けるのは確かなのですが、それは今の裁判とはまた別の話なので、必要だったら私はいいいと思います。ただ、前置きとして、やはりどうしても無理な方もいらっしゃると思うので、それは何というんですか、まず内々でお話されるときに、必要であるかというのをされたらいいかと思います。

司会者：よろしいですか。

白井検察官：6番さんの強盗致傷の写真は、検察官ないし弁護人も多分御覧になっているので大丈夫だろうという当事者側の感覚があって出されたのだと思うんです。裁判員の皆さんからしたら衝撃だったし、配慮してほしいなというお気持ちは、今日聞いて本当によく分かったので、そこは気をつけていきたいなと思いました。ありがとうございました。

司会者：裁判員裁判をやっていてよく分かりますが、私たち法曹の常識が国民の方の一般常識ではないんだと、そういう姿勢を持ってこれからも審理に当たっていかなければいけないかなと思っております。そういう面では6番の方には、いいお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

安田弁護士：1点、感想といいますか、全体的にお話をお伺いして、すごく弁護人に対する反感といいますか、そういうお気持ちをすごく感じられたんですけども、基本的に今回のケースは全部争いのない事件で、実際に犯罪を犯した人の弁護をすることなので、悪い人というか犯罪を犯した人であることは間違いないので、なかなか悪者の立場から始まっているのかなというのは、それは仕方ないとは思っています。今おっしゃったように弁護士とか法律家の常識と裁判員の方の常識が食い違くと、その反感というのを助長してしまうのかなというふうに感じました。例えば、性犯罪に関して軽いという評価をするだとか、そういうところですね。検察側でも逆にあったのですが、割と同情できる人に対して極悪人みたいな言い方をするとか、そういう言い方をすると、何となくこの人は同じ土俵に立っている人じゃないんだなというような感覚で、言うこと

全てが批判的に見られてしまうのかなという気はしますね。それと同じような話かなと思うのですが、弁護士としても事実関係が依頼者である被告人の認識と検察官の主張してるのが食い違くと、それは違うということ指摘せざるを得ないのですが、それが余りにも細かいことで、全体の懲役何年とかあるいは執行猶予を付けるかとかに影響しない部分に関して細かく細かくやっていくこと自体、それも最終的には事件から逃げてるといえるか、何かあまりよく見られないのかなと思いました。その辺りは争点を整理する段階で工夫する必要があるのかなというふうに感じた次第です。

それと、質問したいのですが、今回、傷害致死ですかね、亡くなった方もおられますけども、他の方は被害者の方というのが実際おられまして、被害者の方のお話を裁判の資料にしようと思ったら、供述調書を出してくるケースと、あと被害者本人に来てもらうケースが2パターンあると思うのですが、それぞれ、例えば供述調書が読み上げられたときに、こういうときに被害者の人の顔を見てみたいとか、何か被害者に来てもらいたいと思ったことが何かあったのかどうか。仮に被害者が実際に来られたケースでは、被害者を呼ぶ必要はなかったのではないとか、もう少し何とかならないのかとか、何かそういうふうに被害者の取調べに関して何か感じたこととか疑問に思ったことがあれば教えてください。

司会者：2番の方、どうぞ。

裁判員経験者2：強姦事件で、ディスプレイで別室から被害者の方の証言をお聞きするということが、非常にプラスになりました。法廷でそのまま身をさらしてやるのではなしに、ディスプレイで、別室で被害者の方が、我々が質問することについてお話することはしっかり聞こえるし、非常にいい制度だなと感じました。

司会者：それでは、若干時間もなくなってきましたが、評議について皆様方の御意見を伺いたいと思います。評議の分かりやすさについてお願いしたいと思います。

す。裁判員裁判のキャッチコピーは「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」というものであり、これは評議の場において皆様に十分に意見を言うていただくことを前提としております。評議に当たって裁判長として分かりやすい進行を心がけ、皆様に十分に意見を言うていただけるよう努力をしているつもりではありますが、アンケートを拝見しますと十分に意見を言えなかったという方の割合が一定の程度でございます。そういった意見に接するたびに自分の評議の進行の未熟さを非常に痛感する次第であります。皆様御自身の担当された事件の評議の中で十分に意見を言うことができましたでしょうか。十分に意見を言うことができたという方は、どういった理由があったのか、例えば当事者のこういう点、裁判所のこういう点があったから十分に意見が言えたというのか、そういう点があればお聞かせ願えれば私ども非常にためになります。逆に、やっぱり自分は意見を十分言えなかったんだという方は、なぜ言えなかったのか、そこにどういったネックがあるのか、審理や評議の運営上どこか問題点があるのか、そういった点の御指摘があれば今後の改善に努めていきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見をお願いしたいと思っております。

5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：裁判官の方が大変よかったと思えますね。ちゃんとリードしてくれてうまくやってくれたと思えます。私も法律というのは一義的だということを昔聞いていたんで、こういう事件のときはこういう判決になるんだろうなということを自分で勝手に考えてたんですね。それで検察官の論告求刑を聞いたときに、これは思っていたより、人間って感情の動物なのでね、この程度の論告求刑かと思いき、それで裁判官の方に評議のときにこの論告求刑の根拠は何ですかと聞いたら、ちょっと沈黙されて、ここの情状が書かれてるので、これでもってこの求刑になったんですと聞いたんです。判例なんかも考えて整合性が無いといけないんだなというのも感じましたが、我々は、そのときにも裁判官の方に聞いたら最高は何年になると言われたので、私はここからここぐらいの間

の判決にしてもらわないとなと思ってたのですが、現実はかなり低い刑になりました。私は、これじゃあ余りにも司法は被告人に甘いのではないかなという印象を持ちましたね。

司会者：御自身が思われてた刑よりも最終的な結論というのがかなり軽いものになったと。

裁判員経験者 5：そうです。

司会者：その過程において、5番の方は自分の意見として自由にそこで意見を表明することはできましたでしょうか。

裁判員経験者 5：できました。

司会者：では、6番の方、いかがでしょう。十分に意見を言うことができましたでしょうか。

裁判員経験者 6：そうですね。争点自体は先ほど言ったように最終的に皆さん納得して、どういう状況でこういうふうになったというのが納得できたので評議に入ることはできました。実際、判例で刑がどれぐらいかというのを後で評議室のほうでお話しいただきまして、実際この事件ではこの辺からこの辺のラインになりますよというのもお話しいただいて、概ね納得するような量刑のラインだったので、特にその辺はなかったです。とにかく分からないところとかも、その都度評議のときとかにも突っ込んで聞いたりとかしてたので、十分な判断材料も揃ってたので、最後の評議に関しては特に分からないところとかも、裁判長のほうからも何かないですかというふうなお話も、お話というかそういうのをお聞きいただいたので、その辺で皆さん自分から分からないところとかも意見を出されてたので、特に意見を言えなかったというのは、私自身も多分他の裁判員の方もなかったのではないかなと思います。

司会者：分からないことがあれば一つ一つ潰して行って、それで十分理解が進んで評議でも十分な意見ができたと。

裁判員経験者 6：そうですね。やっぱり分からないまま評議というか量刑を下して

しまうと、後で、他の方もそうですけど、何かそこはちゃんとはっきりしてなかったのにこのままの量刑でいいのかなという、後々そういう疑問が残るかもしれないので、そういうところを、もやもやした部分を抱え込むよりも、はっきりさせて自分自身とか他の方も納得してから評決、評議とかを出したほうが、後々他の方とかも、やっぱりこうではなかったかなというふうになると思うので、全部潰してからやるのが一番いいかなと個人的に思いました。

司会者：ありがとうございます。それでは、1番の方、お願いします。

裁判員経験者1：本当に、最初に何年ぐらいが妥当だという話をしたときに、ばらばらだったんですがディベートもできましたし、今までの判例から大体妥当な年数を出していただいて、一つ一つみんなではめ込んでいったときに、判決ができたかなと思ってます。やっぱりそれができたというのは、裁判長もそうですが、左陪席も右陪席も状況に応じて詳しく説明、私らの場合は被害者の方がいらっしゃらなくて文面だけだったので、そこからどういう状況というのがなかなか分かりづらいところもあったんですが、それを本当に身振り手振りで分かるように説明していただいたことも、そういう結果につながったことだと思います。

司会者：では、2番の方、どうぞ。

裁判員経験者2：2点だけ。1点はですね、私の場合、公判廷で被告人または被害者の尋問について、時間的にはいろいろ制約があるのかとか、そこの辺りを事前にちょっと教えていただければよかったと思います。私としては、もう少し聞きたかった、もう少しこの点は聞きたいなというのがありました。2点目は、量刑を判断する場合にプロジェクターで過去の事例を見せていただきまして、これは非常に参考になりました。どのように判断したらいいかという、考えさせられるものがたくさんありましたので、これは今後引き続いてやっていただければありがたいなと思っております。

司会者：裁判員の方が補充質問をする際に、どの程度していいのかというのを事前

に言っておいていただけたらということでしょうか。私どもは評議をやっておりますと、後であるとき聞いておけばよかったと言う方がかなりいらっしゃいます。そういったこともありますので、補充質問に入る前には、そのところをもう一度皆様方に確認するということを忘れないようにしていきたいと思えます。

裁判員経験者 2：よろしくをお願いします。

司会者：それでは、3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：私の参加させてもらった裁判で、最後ですね、弁護人の弁論メモは参考になったんですけど、同種の事件の量刑はこんな感じだと、今までのデータですか、そういうのを参考に見せていただいたりとかしてもらいましたし、そういうのもなかなか判断材料としてはすごくよかったなというふうに思っています。

司会者：弁護人が最後の弁論の中で示している量刑傾向のグラフがございますよね。

裁判員経験者 3：そうですね。

司会者：それはやはり自分の意見を形成する上でかなり役には立ったと。

裁判員経験者 3：そうですね。やっぱりちょっとみんな最後の最後で何かすごく感情的になって、意見を聞いてるうちに気持ちが、何か違うって思ったり、そうかもしれないって思ったり、何かどうしようって迷ったときに、すごく冷静にデータとして見ることができたのはありがたかったです。

司会者：客観的に判断することはできたと。

裁判員経験者 3：判断できましたね。

司会者：ありがとうございました。1番の方、どうぞ。

裁判員経験者 1：今ちょっとふと思い出したんですけども、評議室に戻ってから裁判長に見せていただいた量刑のグラフというんですか、それと最終弁論で弁護人に見せていただいたものと若干食い違いがあったような気がするんですが、出どころって同じなんですか。

司会者：あれはもととなるデータそのものが裁判所にありますので同じなのですが、
どういう検索条件を入れるかによって若干変わって来たりします。私どもの場
合、いろんな検索条件を入れて、このように変わっていきますということを実
感していただくというようなやり方をしており、事前に見たものと評議室で見
たものが必ずしも一致するわけではありません。場合によっては一致すること
もあるかと思えます。

真鍋部長，その辺りは同じですか。

真鍋裁判官：私は、今、武田部長のお話にあったとおりで、いろんな種類のもの
を見てもらうやり方をしていますので、弁護人はこれがいいのだということで御主
張の中で一つのものに絞ってきたとしても、我々が評議の中で見ていただくも
のは複数になります。その辺りは公判前整理手続の中でも弁護人には説明をし
たりしており、それでも弁護人のほうでこれだという根拠があれば、お示しい
ただいたほうが我々としてやりやすい部分もあるので御検討くださいというふ
うな話をしたりすることもございます。

司会者：それでは、4番の方、最後をお願いいたします。

裁判員経験者4：私たち補充裁判員も含めて発言する機会を下さって、非常に上手
だったなというふうに思います。

司会者：それでは、お時間も大体迫ってまいりました。当事者側から何か一言御感
想等をお願いしたいと思います。

白井検察官：貴重な御意見ありがとうございました。特に検察官としては皆さんに
分かりやすくということで、ベストエビデンスという形で、必要十分な証拠を
裁判に顕出させようと思っているのです。なかなか皆さんにどういうふうに映
っているのか、お考えになっているのか、よく分からないままやっていた部分
があるのですが、今日の御意見をいただいて、本当に、冒頭陳述も簡潔にこれ
から見ていただく裁判の道標的なものもいいんだなというのを今日改めて思い
ましたし、証拠の内容につきましてもやはり感覚が違うというのはすごく感じ

ました。特に先ほど申し上げたんですけど、6番さんの御意見には、そういう事件ばかりやってる検察官の感覚と違うんだなというのが非常に身にしみて分かったので、その辺は弁護士、裁判所とも協議して行って、よりよい裁判員裁判にできるように努めてまいりたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

安田弁護士：今日は貴重な御意見をお聞かせいただきましてすごく参考になりました。

どうもありがとうございました。裁判というのは、我々検察官と弁護士がそれぞれ主張を闘わせて、最終的に裁判員の方と裁判所に判断いただくことになるのですが、どういう点で対立があって、その対立がどういうふうに影響するのかというのは、ちゃんと考えた上で主張・立証をしていく必要があるのかなと思いました。細かいところとかは争点整理の段階である程度絞って、大まかな主張をぶつけ合って、それで判断していただくという方向も考えないといけないのかなというふうな気がしました。どうもありがとうございました。

真鍋裁判官：私はこの制度が始まって、これに関わって本当に勉強になったというふうに思っています。その内容を一言で要約すれば、先ほど武田部長からお話があったとおりで、我々の業界の常識に知らず知らずのうちに染まっていたということを思い知らされる、そういう経験を通じて、自分の中で、これはよかったんだ、これは見直さなければならぬんだということを知る、評議を通じてそういう勉強の場をいつも与えてもらっているというふうに感じています。本日のこの席も同様に、また新しく考えるべきことを御指摘いただいたと思っております。本当にありがとうございました。

司会者：それでは時間も参りましたので、これで意見交換会を終わらせていただきます。本日は長時間にわたり貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。私ども法曹三者、ここでの御意見を参考にいたしまして、よりよい裁判員裁判となるよう努力いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上